

「条例の実効性を高める」を考えるヒント

「条例の実効性を高める」と言われても、分かるような、分からないような、という感じかと思います。考えるためのヒントとして、以下を参考にしてください。

○「条例の実効性を高める」ということは、その前提として「条例の実効性が確保されている」状態にある必要があります。

○「条例の実効性が確保されている」状態とは、条例が効いている、つまり条例に書いてあることが守られていたり、実行されていたりする状態を言います。

○条例が何かを規制するためのものであれば、それを守らなければ、罰則を設けたりすることで、その条例が守られている状態に導くことを強化することができます。これが条例の実効性を「確保」し、「高める」ことになります。

○それでは、自治基本条例の場合はどうでしょうか？

自治基本条例は、市民が主役のまちづくりをルール化するものです。皆さんの力を合わせて、よりよいまちづくりを進めていこうとするためのものなので、一般的に市民の責務や行政の責務といったものが盛り込まれますが、それが守られなければ、罰則を設けるような性質のものではありません。

○自治基本条例にのっとなって、どのようにしたら市民が望むようなまちづくりを進めることができるかを考えると、今度は「市民が望むようなまちづくり」とは何か？という疑問も出てきます。

○「市民が望むようなまちづくり」を理解するためには、第 1 回と第 6 回の逗子の未来協議会で話し合った「逗子市でこういう風に暮らしたい」「だから、こうするこうしたい」という皆さんの思いが参考になると思います。

○そういう皆さんの思いが活かされるようなまちづくりが、ちゃんと進められるようにするためにはどうしたらよいかを考えることが、自治基本条例の実効性を「確保」し、「高める」ことを考えることになるのではないのでしょうか。

○参考までに、第 6 回のグループワークの資料をご覧ください。